特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

平成29年6月12日

［平成28年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。 軽自動車等（軽自動車、原動機付自動車等）を購入又は譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、生活保護法により扶助を受ける場合などは減免申請書を当該市町村にて受付し、必要に応じて減免を行う。 東近江市は、本事務における特定個人情報ファイルを、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備（地方税第442条の2、第445条） ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。（地方税第447条） ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書）と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。（地方税第454条、東近江市税条例第89条） ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）軽自動車税情報ファイル （2）収納情報ファイル （3）滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲）及び別表第1第16号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「軽自動車税関係情報」が含まれる項（27の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第三欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「軽自動車税関係情報」が含まれる項（27の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部　市民税課
②所属長	久田　晃一

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東近江市総務部総務課 〒527－8527　滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東近江市税務部市民税課、納税課 〒527－8527　滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	伊藤　隆司	久田　晃一	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目　計数の時点	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	